

# 国民年金

## あなたには第3号被保険者期間がありますか？



こんなときは

種別変更の届出が必要です

■第1号被保険者 ……………

自営業・自由業・学生など

■第2号被保険者 ……………

厚生年金保険・共済組合加入者である会社員・公務員など

■第3号被保険者になる人とは ……

厚生年金保険・共済組合加入者（第2号被保険者）に扶養されている、年間収入が一定に満たない、20歳以上60歳未満の妻（夫）です。

第3号被保険料であることを届出しておけば、該当している間は保険料を納めなくても、国民年金保険料を納めたのと全く同じ扱いになります。

①夫（妻）に扶養されていても、自動的に第3号被保険者になりません。夫（妻）の勤務先に届け出ることが必要です。

②年間収入が一定額に満たない、20歳以上60歳未満の妻（夫）とは、一般的に年間収入が130万円未満の人です。

①第3号被保険者に該当した場合  
◆配偶者が就職して厚生年金・共済組合加入者になったとき

◆結婚して、配偶者の扶養になったとき

◆収入が減って、配偶者の扶養になったとき

◆会社を退職して、配偶者の扶養になったとき

◆配偶者が転職して加入する年金制度が変わったとき

届出書に年金手帳を添えて配偶者の勤務先に、第3号被保険者の届出をしてください。

②第3号被保険者に該当しなくなった場合

◆配偶者が退職（失業）したとき

◆離婚したとき

◆配偶者が死亡したとき

◆収入が増えて配偶者から扶養されなくなったとき

第1号被保険者となりますので、保険課国保年金係にお問い合わせください。

◆あなたが就職して会社員や公務員になったときは第2号被保険者となりますので、勤務先の事業所が届出をします。

▼問い合わせ先Ⅱ

保険課 国保年金係

☎9134

## 国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例の申請期間が延長されました

◆ 一般の国民年金保険料の免除等に係る不適正事案を踏まえ、対象者が平成17年度分の免除等の申請について不利益を被ることのないよう、免除等の申請期間が延長されました。

### 国民年金保険料

◆ 全額免除・半額免除・納付猶予について

▼ 承認期間Ⅱ平成17年4月～18年6月まで

### 学生納付特例申請

▼ 承認期間Ⅱ平成17年4月～18年3月まで

◆ 必要なものⅡ

・ 年金手帳

・ 印かん

・ 離職を事由とする免除の場合は、離職票や退職証明書（コピー可）

・ 学生納付特例申請を受ける場合は、学生証または、在学証明書

※ 代理人申請の場合は、委任状が必要となります。

※ 委任状がなく、代理人が世帯主や配偶者以外の人である場合、ご本人確認が必要となります。（運転免許証や健康保険証など）

▼ 申請期限Ⅱ10月31日（火）

▼ 申請・問い合わせ先Ⅱ

保険課 国保年金係

☎9134

☎9134